

宮古島市農業委員会「農地等の利用の最適化に関する指針」

宮古島市農業委員会
会長 芳山 辰巳

「農業委員会等に関する法律」第7条第1項に基づき、宮古島市農業委員会にかかる標記指針を下記のとおり定める。

記

1. 遊休農地解消について

(1) 遊休農地の解消目標（年間） 3 ha

【目標設定の考え方】

本市において遊休農地面積は255ha（平成29年2月現在）あり、10年以内の解消を目指す。

(2) 遊休農地解消の具体的な取組方法

- ・農業委員及び農地利用最適化推進委員による農地パトロール（利用状況調査）と農地利用意向調査を行う。

2. 担い手への農地利用集積について

(1) 担い手への農地利用集積目標（年間） 3 ha

【目標設定の考え方】

平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画を基に目標を設定した。

(2) 担い手への農地利用集積に向けた具体的な取組方法

- ・農業委員及び農地利用最適化推進委員により「人・農地プラン」掲載者等の意向を踏まえ、出し手と受け手の農地のマッチングを行う。
- ・市内農業者及び関係者との親睦を深め、情報の共有を行う。

3. 新規参入の促進

(1) 新規参入の促進目標（年間） 2 経営体

【目標設定の考え方】

平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画を基に目標を達成した。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な取組方法

- ・関係機関等と連携を取りながら新規参入の促進に取り組む。
- ・市内農業者及び関係者との親睦を深め、情報の共有を行う。

4. その他

- ・この指針は、農地等の利用の最適化を目指すため、計測的に見直しが必要であることから、概ね3年ごとに見直しを行うものとする。